

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

契 約 担 当 課 名	学校給食課
発 注 担 当 課 名	学校給食課
契 約 名 称	令和 7 年度（2025 年度）12～3 月需要分学校給食用米飯売買契約
契 約 内 容	令和 7 年度（2025 年度）12～3 月需要分学校給食用米飯売買契約
契 約 締 結 日	令和 7 年 12 月 1 日
及 び 契 約 期 間	令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	公益財団法人 大阪府学校給食会 大阪府大阪市中央区大手前 2 丁目 1 番 7 号 大阪府赤十字会館 8 階
契 約 金 額	単価契約（別紙参照）
随 意 契 約 理 由	（地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当） 本業務は豊中市 39 校（約 2 万 4 千食／日）の給食物資の炊飯及び配送を時間内に衛生的に行う必要がある。このことが実現可能な市内に工場を構える事業者は（公財）大阪府学校給食会が指定工場としている吉田(株)のみである。 また、事故等があり米飯供給が不可能になったとき、ただちに代替え炊飯工場を手配し、米飯の供給に支障がないよう措置できる事業者が（公財）大阪府学校給食会しかいないため、随意契約を締結する。